

日豪 EPA 農林水産品の合意内容

1. 物品市場アクセス

○コメ

- ・ 関税撤廃等の対象から除外

○小麦

- ・ 食糧用: 将来の見直し
- ・ 飼料用: 食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。

○牛肉

- ・ 冷凍: 段階的に関税を削減し、18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
 - ・ 1年目 30.5%、2年目 28.5%、3年目 27.5%。
 - ・ 3年目 27.5%から12年目 25.0%まで直線的に削減。
 - ・ 12年目 25.0%から18年目 19.5%まで直線的に削減。
- ・ 冷蔵: 段階的に関税を削減し、15年目に23.5%まで削減(約4割削減)
 - ・ 1年目 32.5%、2年目 31.5%、3年目 30.5%。
 - ・ 3年目 30.5%から15年目 23.5%まで直線的に削減。
- ・ 豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に譲許税率を引き上げる数量セーフガードを導入。
 - ・ 措置内容
牛肉について、豪州からの輸入数量を発動基準とする数量セーフガードを導入。
数量セーフガードは、冷凍牛肉と冷蔵牛肉の区分毎に発動。
 - ・ 発動基準
冷凍: (初年度) 19.5万トン → (10年目) 21.0万トン
冷蔵: (初年度) 13.0万トン → (10年目) 14.5万トン

(参考: 豪州からの牛肉の輸入量)

年度	20	21	22	23	24	平均
輸入量合計	36.6	35.5	35.2	33.5	30.9	34.3
冷凍	20.2	19.1	19.8	20.2	18.1	19.5
冷蔵	16.3	16.4	15.4	13.3	12.7	14.8

(単位: 万トン)

- ・ 年度当初からの輸入数量の累計が発動基準数量を超過した翌々月の初日から当該年度の末日まで、EPA譲許税率をMFN税率(38.5%)に引き上げ。
- ・ 輸入数量の累計が発動基準数量を実際に超過してから、セーフガードが発動されるまでの間にEPA譲許税率の適用を受けた分の輸入数量は、翌年度の輸入数量に算入。

○乳製品

- ・ バター、脱脂粉乳: 将来の見直し
- ・ プロセスチーズ及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ、無糖ココア調製品: 一定量の国産品の使用要件を満たすことを条件にした関税割当を導入。
 - ・ 枠内の取り扱い
 - プロセスチーズ用 : 4,000トン→20,000トン(20年間かけて拡大)
 - シュレッドチーズ用: 1,000トン→5,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3.5]
 - 無糖ココア調製品 : 1,000トン→3,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3]
- ・ プロセスチーズ等: 関税割当を導入
 - ・ 枠内の取り扱い
 - プロセスチーズ: 50トン→100トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
 - おろし及び粉チーズ: 200トン→1,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の3割～半分に削減]
 - フローズンヨーグルト: 100トン→200トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
 - アイスクリーム: 180トン→2,000トン(10年間かけて拡大)
 - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
- ・ ブルーチーズ: 10年間かけて関税を2割削減

○砂糖

- ・ 一般粗糖、精製糖: 将来の見直し
- ・ 高糖度粗糖: 精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定。

○その他の品目

- ・ 豪側の関心品目について、国内産業等への悪影響を及ぼさない範囲で、豪側と一定の合意。

2. 食料供給章

(1) 輸出規制

- ① 重要な食料*について、輸出国内の生産が不足した場合にも輸出規制を新設、維持しないように努める。
- ② 一方の締約国が、輸出国内で生産が不足した場合に行う GATT 第 11 条 2 で認められる輸出規制を適用しようとする場合には、
 - ・ 当該輸出規制を必要な範囲に限定するよう努め、
 - ・ 当該輸出規制を適用する前に、出来る限り早く、当該輸出規制を行う理由、当該輸出規制の性質及び予定適用期間を通報し、
 - ・ 他方の締約国の要請より、当該輸出規制に関する協議を行う
- ③ この協定の発効日から十年後に、重要な食料の輸出規制の導入・維持を回避する観点から、本条の規定について見直しを行う。

* 本協定における「重要な食料」には、牛肉(くず肉含む)、粉乳・バター・チーズ等の乳製品、小麦・大麦、砂糖

(2) 投資の促進及び円滑化

両締約国は、食料分野の投資を促進するため、関連する情報の照会・提供を行うコンタクト・ポイントを指定する。

(3) 食料供給に関する協議

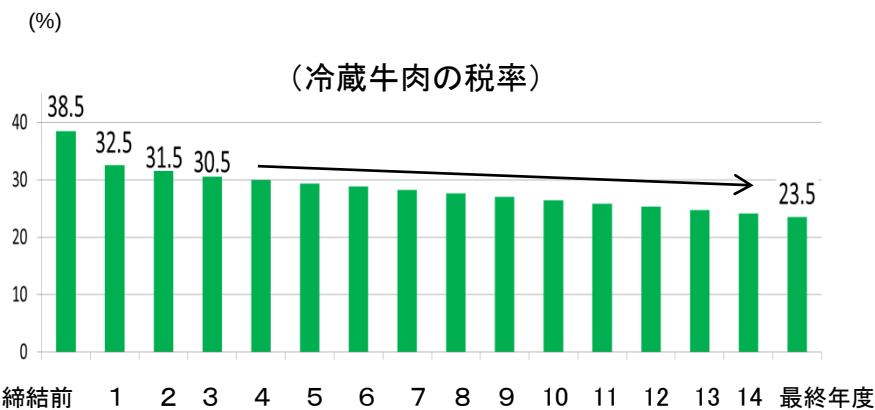
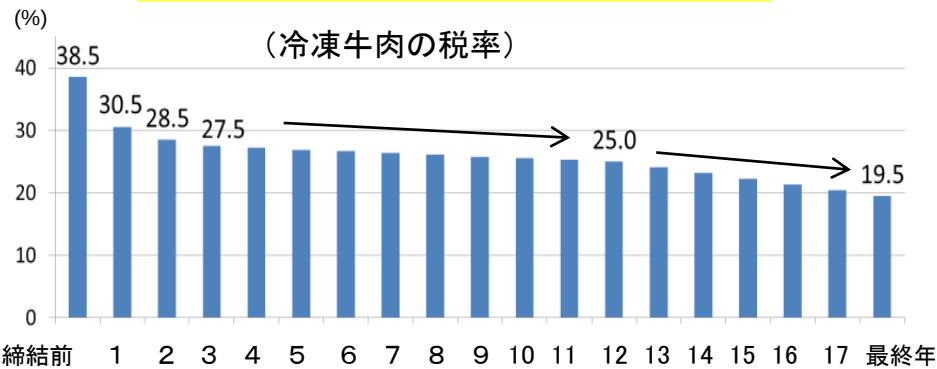
- ① 一方の締約国は、重要な食料の輸出量について著しい減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。
- ② 両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するとの観点から、①にいう事項に関し協議を行う。この協議には、必要に応じて民間団体を参加させることができる。

豪側の要求： 現行税率(38.5%)の撤廃ないし大幅な削減

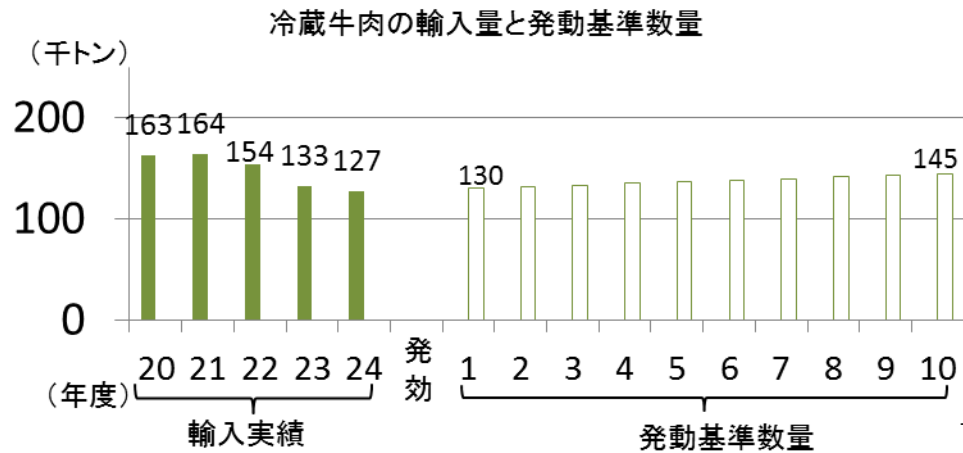
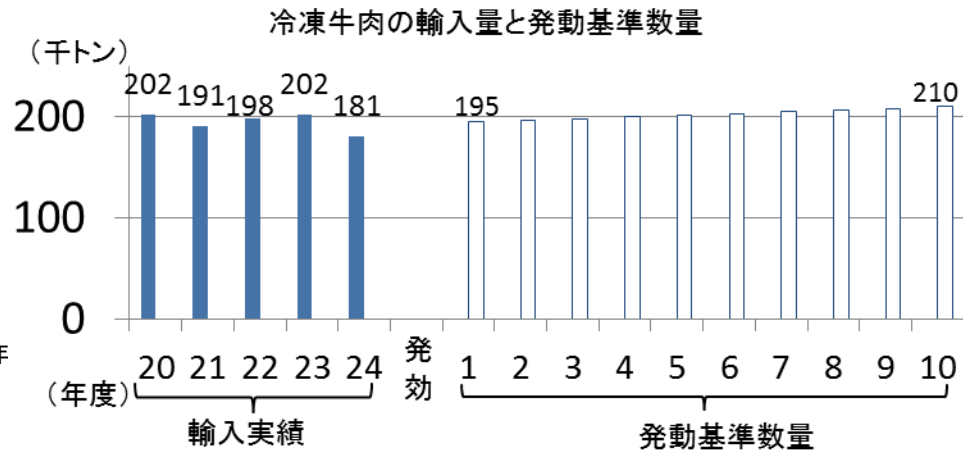
合意内容： 段階的関税削減 (冷凍)18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
(冷蔵)15年目に23.5%まで削減(約4割削減)

※ 豪州からの輸入量が発動基準数量を超えた場合に税率を38.5%に戻す数量セーフガードを導入。

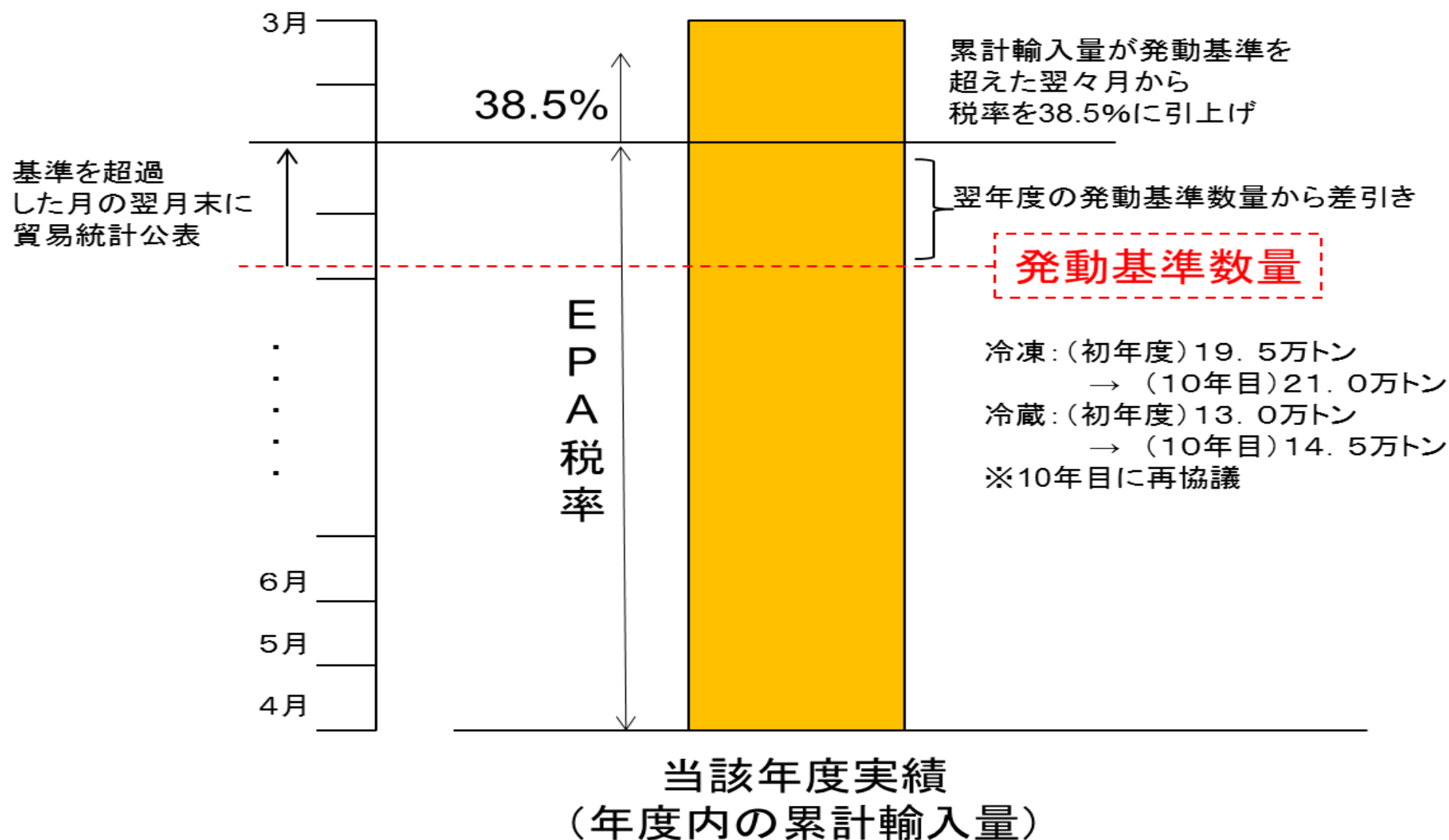
関税率は長期間かけて段階的に削減



低税率の適用は、近年の輸入量程度が上限



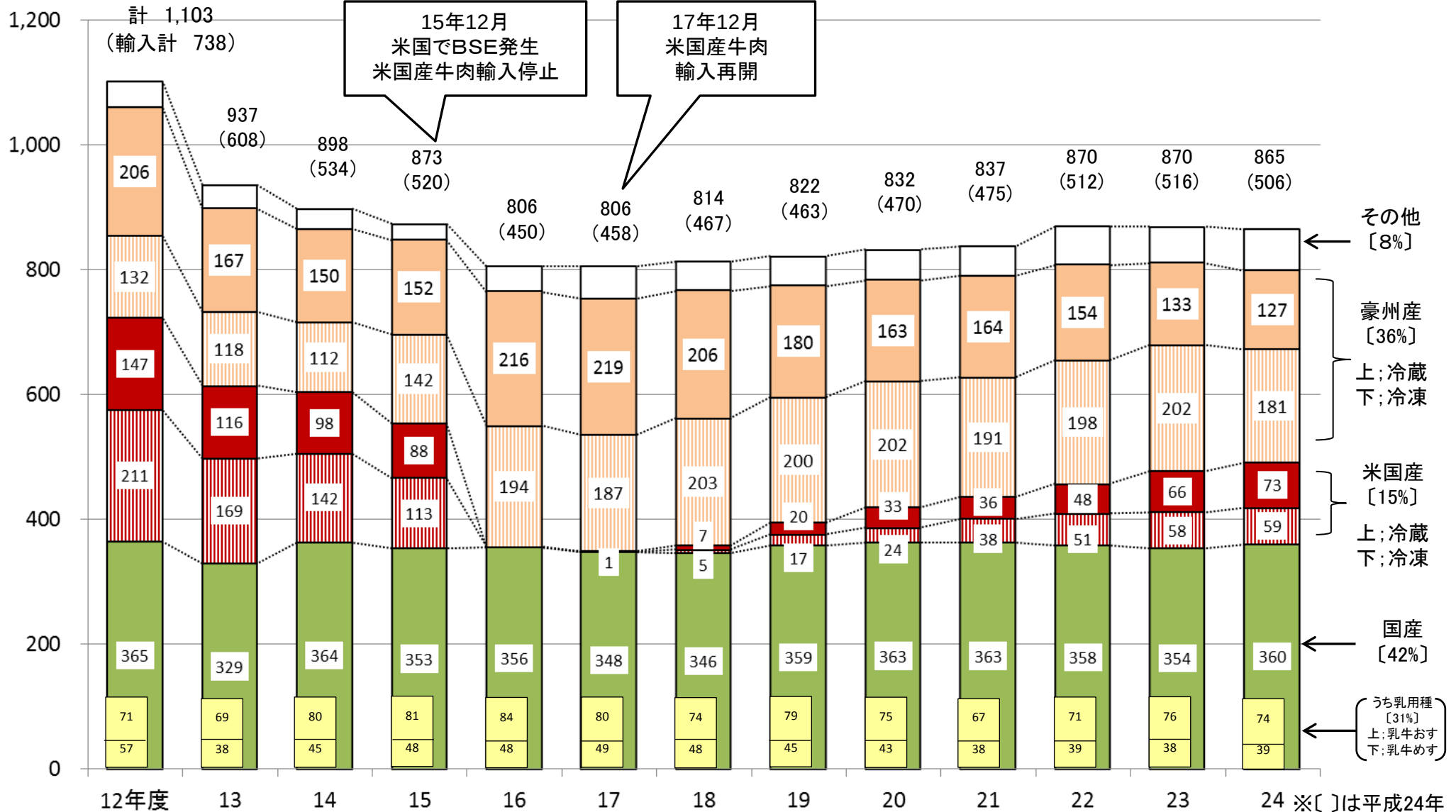
日豪EPA牛肉セーフガード措置の概要



牛肉の供給量

【12～24年度】

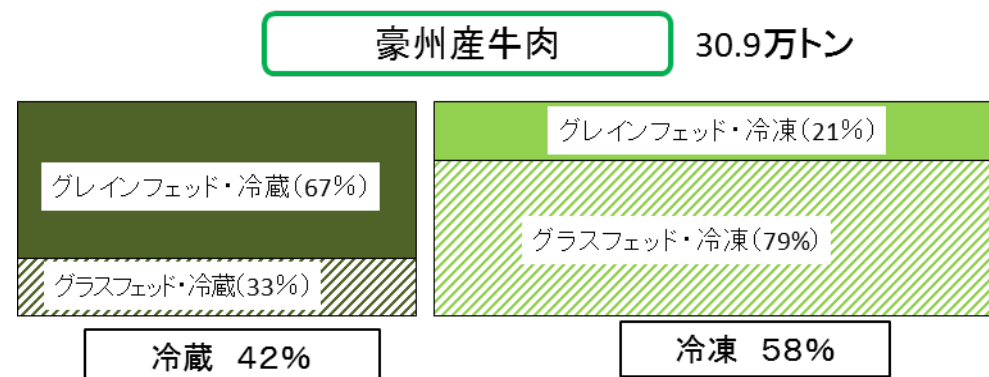
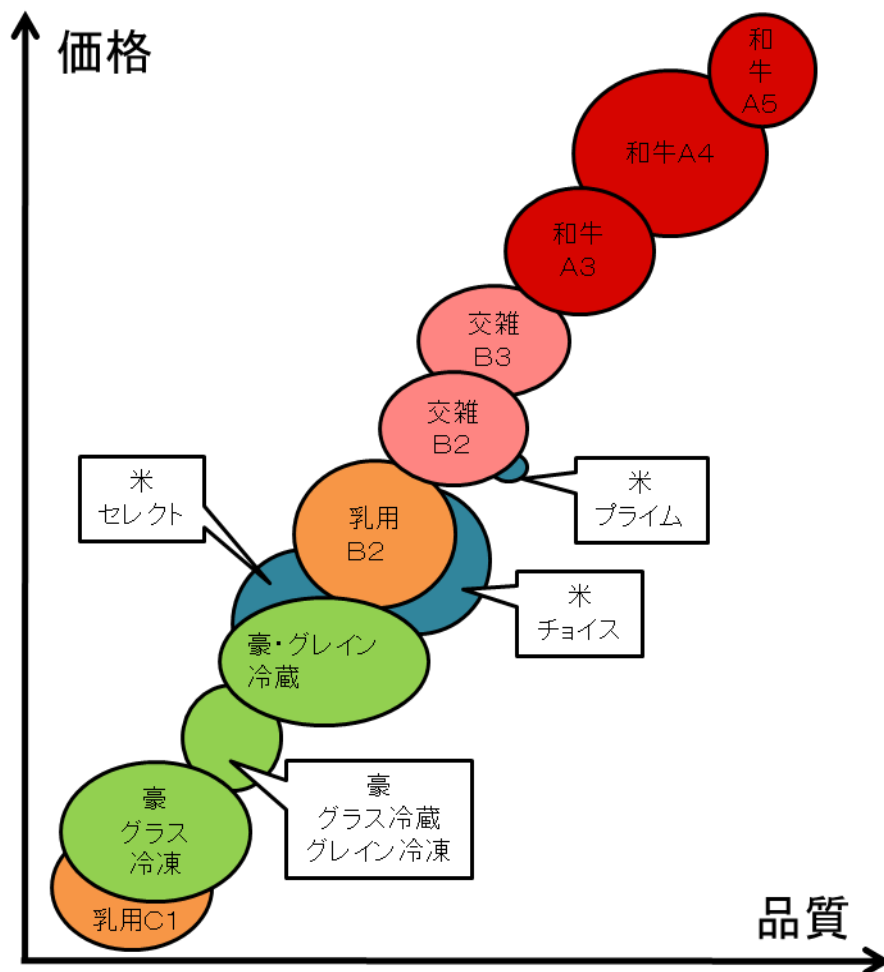
(千トン)



資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」
注：数量は、部分肉ベースの値であり、輸入調製品は含まれていない。

豪州産牛肉の品質・価格

- 豪州から輸入される**冷蔵牛肉**は、穀物肥育(グレインフェッド)のものが約7割と多く、主に**米国産のチョイス・セレクト級と強く競合**。我が国の**乳用種B2とも若干競合**。
- 豪州から輸入される**冷凍牛肉**は、牧草肥育(グラスフェッド)のものが約8割と多く、**1等級の国産牛肉(乳用廃用牛)**と競合。



資料: MLA、業界聞き取り(米国産牛肉)
豪州産牛肉の割合は2012年、それ以外は2012年度

日豪EPAにおけるナチュラルチーズの合意内容の概要

①プロセスチーズ原料用



現状の制度

輸入枠6万トン(平成24年度)

	豪州実績 3万トン
--	--------------

- 輸入枠は、毎年度、国内需要見通しを勘案して設定(国別の枠は無い)
- 豪州からの輸入実績は約3万トン

関税割当数量:
6万トン(うち豪州からの輸入実績:3万トン)

枠内税率:
無税(国産:輸入=1:2.5)

②シュレッドチーズ原料用



現状の制度

輸入実績8万トン(平成24年度)

	豪州実績 2.5万トン
--	----------------

- シュレッド原料用は、現在、関税割当制度は無く、一般税率で輸入
- 豪州からの輸入実績は約2.5万トン

輸入数量:
8万トン(うち豪州からの輸入実績:2.5万トン)

税率:29.8%

現在のチーズ消費量:29万トン → 10年後:33万トン(4万トン増加)

合意内容の概要

輸入枠6万トン

		特別枠
--	--	-----

- 豪州には特別枠(2万トン)を割当
- 国産:輸入=1:3.5

関税割当の拡充

- 豪州の特別枠数量2万トン(20年間かけて4千トンから2万トンまで上げていく)
- 枠内税率:一定比率での国産品の使用を要件に無税

合意内容の概要

輸入実績8万トン

		特別枠
--	--	-----

- 豪州には特別枠(5千トン)を割当
- 国産:輸入=1:3.5

関税割当の新設

- 豪州の特別枠数量5千トン(10年間かけて1千トンから5千トンまで上げていく)
- 枠内税率:一定比率での国産品の使用を要件に無税

その他の乳製品の現状について

品目	現在の関税率	国内の生産量 (平成24年度)	輸入量 (平成24年度)	うち豪州
ブルーチーズ	29.8%	5トン	900トン	0トン
プロセスチーズ	40%	11万トン	7,000トン	0トン
おろし及び粉チーズ	40%、26.3%	1,000トン未満	6,000トン	700トン
フローズンヨーグルト	26.3%、29.8%	国内生産はほとんど無い	200トン	10トン
アイスクリーム	21.0%、21.3%、29.8%	8万トン	9,000トン	800トン
無糖ココア調製品	枠内(1:2.6):無税 枠外:21.3%	6,000トン(粉乳)	枠内:1.2万トン 枠外:2.5万トン	枠内:2,000トン 枠外:4,000トン

注1:ブルーチーズの国内生産量は、平成19年度の数値

注2:アイスクリームの国内生産量は、約14万klをトン換算したもの

注3:無糖ココア調製品の抱き合わせ比率(1:2.6)は、国産粉乳:輸入無糖ココア調製品の比率

ブルーチーズ

【概要】

青カビによって熟成させたナチュラルチーズ。表面ではなく内部にカビを繁殖させるのが特徴。代表的なのはロックフォール（フランス）、ゴルゴンゾーラ（イタリア）、スティルトン（イギリス）であり、これらは「世界三大ブルーチーズ」と呼ばれている。なお、我が国で流通しているブルーチーズの殆どはEU産。



【主な用途】

直接消費用（そのまま食す）

プロセスチーズ

【概要】

ナチュラルチーズを粉砕、溶解及び乳化させたもの。

【主な用途】

直接消費用（そのまま食す）



おろし及び粉チーズ

【概要】

チーズを粉砕またはおろしたもの。

【主な用途】

パスタ、グラタン等にかけて食す、製菓等への風味づけ



フローズンヨーグルト

【概要】

ヨーグルトを主原料とした冷菓。アイスクリームに比べ低脂肪・低カロリー。さまざまなフレーバーの商品が提供されており、フルーツやチョコレートなど各種トッピングと合わせて食す。

【主な用途】

直接消費用
（そのまま食す）



アイスクリーム

【概要】

乳製品等の原料を混合し、凍結させたもの。

【主な用途】

直接消費用（そのまま食す）



無糖ココア調製品

【概要】

カカオ豆を摩砕したもの（カカオマス）に、粉乳を加えて混合した粉状の調製品。

【主な用途】

チョコレート用

【国産原料】

無糖ココア
調製品



全脂粉乳
脱脂粉乳
等



日豪EPA交渉における砂糖分野の合意内容

- ・一般粗糖、精製糖：将来の見直し
- ・高糖度粗糖：精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定

現 行			
糖度	糖種	関税(円/kg)	調整金(円/kg)
99.5度	精製糖	21.5	+ 50.3
	高糖度粗糖 (ハイポール)	21.5	+ 36.9
98.5度	一般粗糖	無税	+ 35.2

(調整金単価は08年～10年の平均)

日豪EPA			
糖度	糖種	関税(円/kg)	調整金(円/kg)
99.5度	精製糖	21.5	+ 50.3
	高糖度粗糖 (ハイポール)	21.5	+ 36.9
99.3度	高糖度粗糖 (ハイポール)	豪州産の砂糖製造用に限定して輸入条件を緩和 無税 + 36.1(※)	
98.5度	一般粗糖	無税	+ 35.2

(※)現時点での数値であり、今後、歩留りに応じて精査

【豪州産粗糖の糖度の引上げの影響】

沖縄県、鹿児島県、北海道の国内産糖の生産には影響しない

輸入粗糖：引き続き需給調整を実施
(一定数量を超える輸入には2次調整金(24.6円/kg)を附加)

現行
(24砂糖年度)
供給量：200万トン

国内産糖 68万t	豪州産 一般粗糖 46万t	タイ産 等 一般粗糖 86万t
国内産糖 68万t	豪州産 高糖度粗糖 (糖度99.3度未満)	タイ産 等 一般粗糖

豪州産がタイ産等を代替して輸入が拡大(想定)

(参考) 粗糖輸入国別シェア(24砂糖年度)タイ51%、豪州35%、フィリピン7%、その他7%

国内精製糖企業にとっては、精製効率の向上等のメリットも

- ・海外では高糖度粗糖の流通が一般的
- ・精製糖製造用に確実に仕向けられるよう工場指定等を措置



高糖度粗糖
(糖度99.3度未満)

一般粗糖
(糖度98.5度未満)

豪側の要求：小麦・大麦の関税割当（無税）

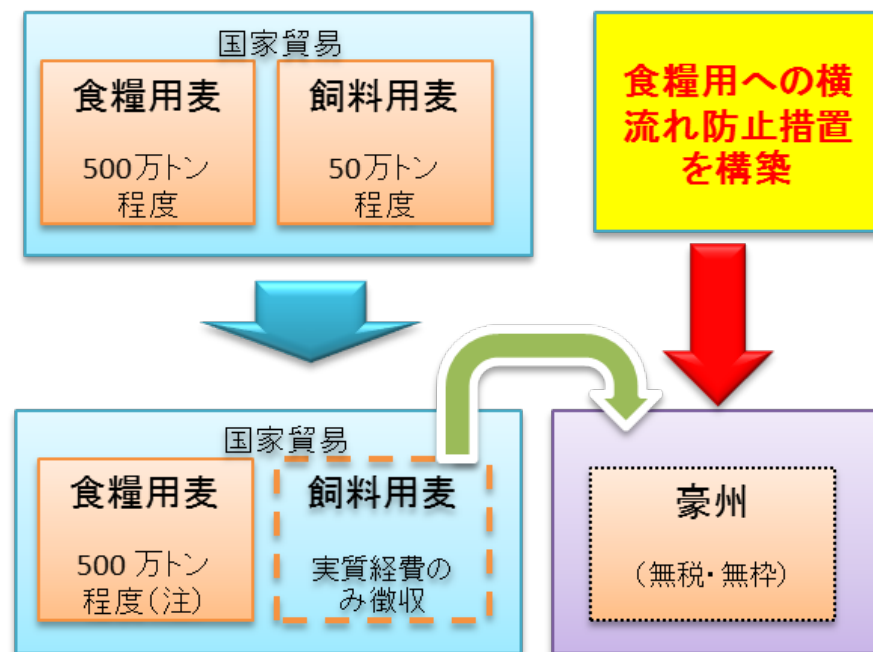
合意内容：飼料用麦の民間貿易化

- 食糧用麦は除外
- 食糧用麦への横流れを防止するため、民間貿易化に当たっては横流れ防止措置を構築

【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない（飼料用麦は国内生産がない）
- 国内産麦の振興財源・支援水準に影響しない（飼料用麦は現行でも国家貿易制度（全量SBS）の下で政府管理経費のみ徴収し、国内産麦の振興経費を徴収せず）
- 飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望

○飼料用小麦の民貿化イメージ



（注）飼料用麦の民貿化に加え、豪州産食糧用小麦のうち、国内産小麦と競合しない2銘柄につき、SBS方式による船舶での輸入を可能とする。

資 料 （ 乳 製 品 ）

農林水産省生産局
畜産部牛乳乳製品課

平成26年4月

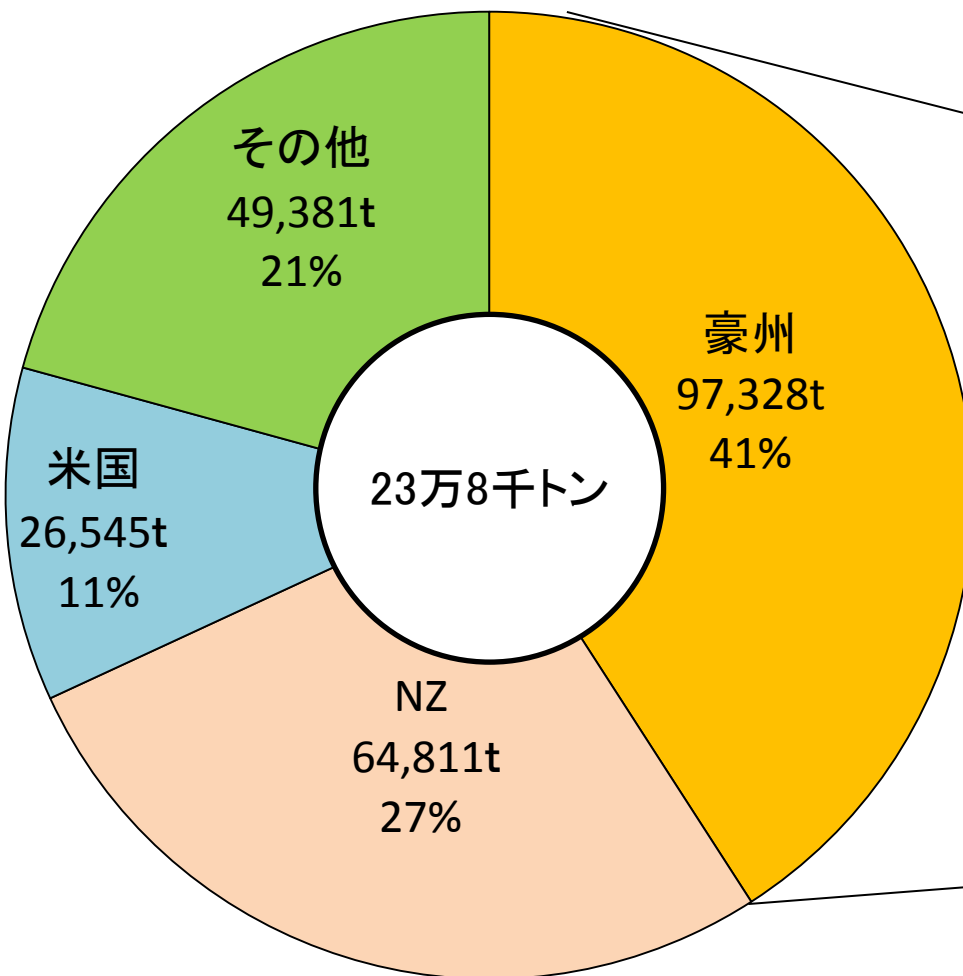
日豪EPAにおける合意内容(乳製品)

チーズ	①プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当	枠数量:4,000トン → 20,000トン(20年間) 枠内税率:抱合せ無税(比率の緩和 1:2.5 → 1:3.5)
	②シュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当	枠数量:1,000トン → 5,000トン(10年間) 枠内税率:抱合せ無税(1:3.5)
	③ブルーチーズの関税削減	10年間かけて関税を2割削減
	④プロセスチーズの関税割当	枠数量:50トン → 100トン(10年間) 枠内税率:枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減
	⑤おろし及び粉チーズの関税割当	枠数量:200トン → 1,000トン(10年間) 枠内税率:枠内税率は10年間かけて枠外税率の3割～半分に削減
ココア調製品	⑥無糖ココア調製品の関税割当	枠数量:1,000トン → 3,000トン(10年間) 枠内税率:抱合せ無税(比率の緩和 1:2.6 → 1:3)
フローズンヨーグルト	⑦フローズンヨーグルトの関税割当	枠数量:100トン → 200トン(10年間) 枠内税率:枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減
アイスクリーム	⑧アイスクリームの関税割当	枠数量:180トン → 2,000トン(10年間) 枠内税率:枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減

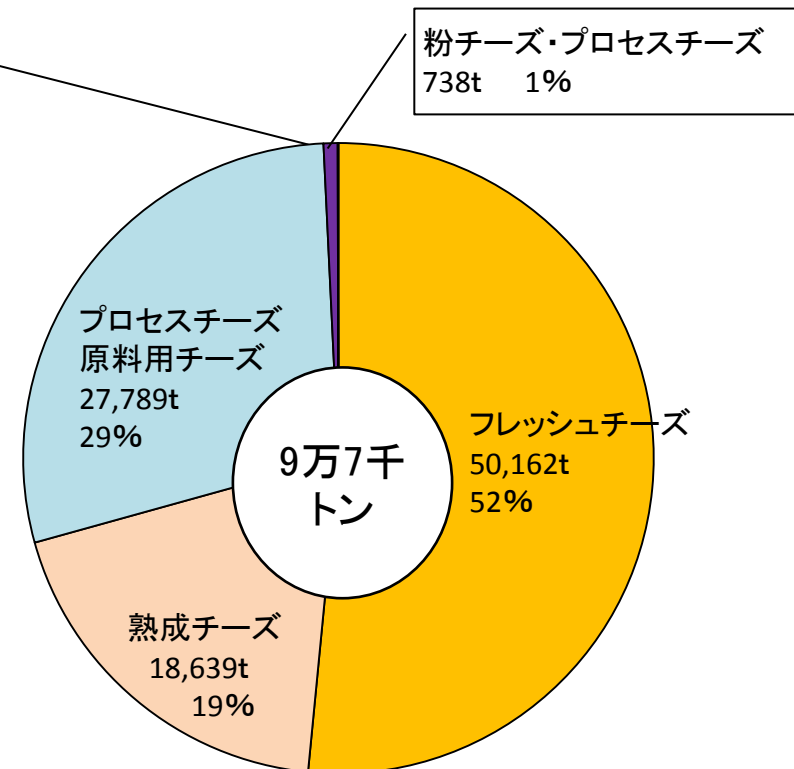
豪州からのチーズの輸入量(2012年度)

- 2012年度のチーズの輸入量は、23万8千トン。うち約4割が豪州から輸入されている。
- 豪州から輸入されるチーズの内訳は、フレッシュチーズが約5割、プロセスチーズの原料となるナチュラルチーズが約3割となっている。

国別チーズ輸入量

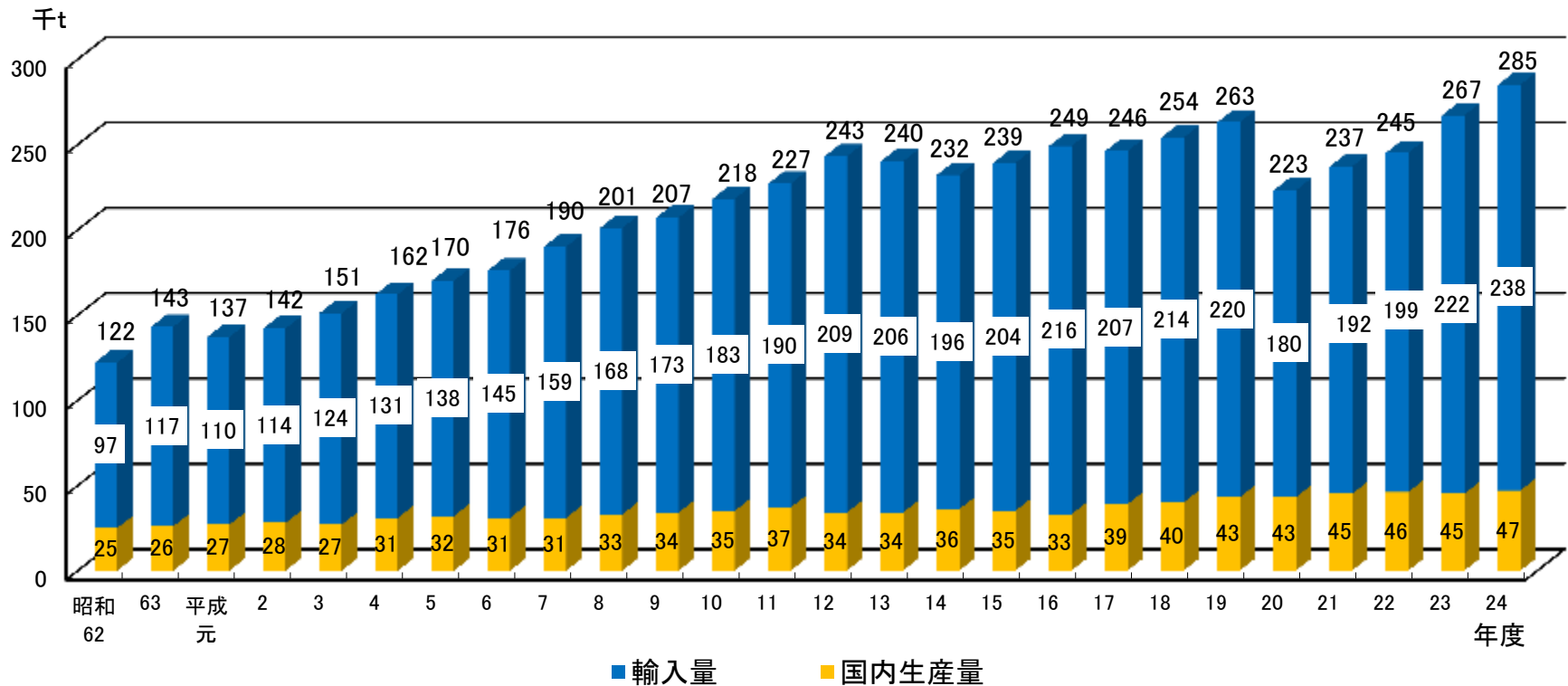


豪州から輸入されるチーズの内訳



我が国のチーズの消費量について

- チーズの輸入量は、平成19年度に22万トンとなった後、平成20年度に急激な景気の落ち込みや輸入価格の高騰により大きく減少したものの順調に回復し、平成24年度のチーズ輸入量は23万8千トンで過去最高となった。
- 国産ナチュラルチーズの生産量は、概ね増加傾向で推移。平成24年度は、過去最高の4万7千トンとなり、今後も伸びが見込まれるところ。



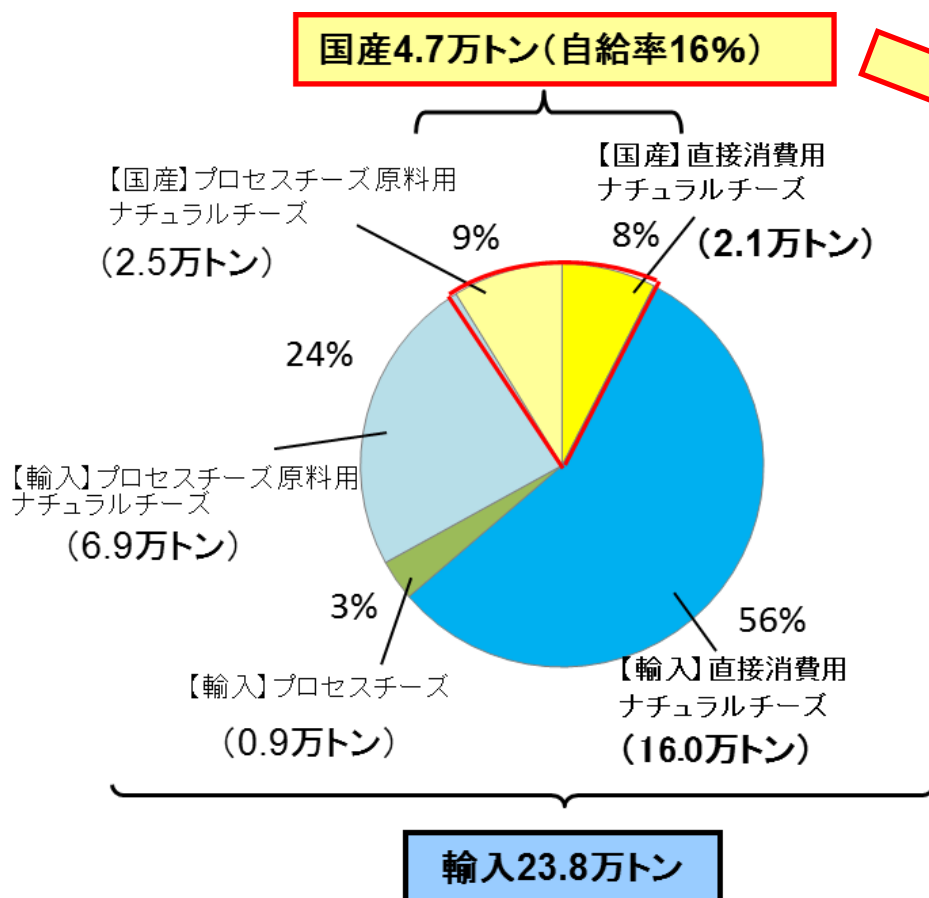
ナチュラルチーズ : 昭和26年から輸入自由化
 プロセスチーズ : 昭和63年から日米合意を受けて平成元年から自由化

資料: 農林水産省「食料需給表」

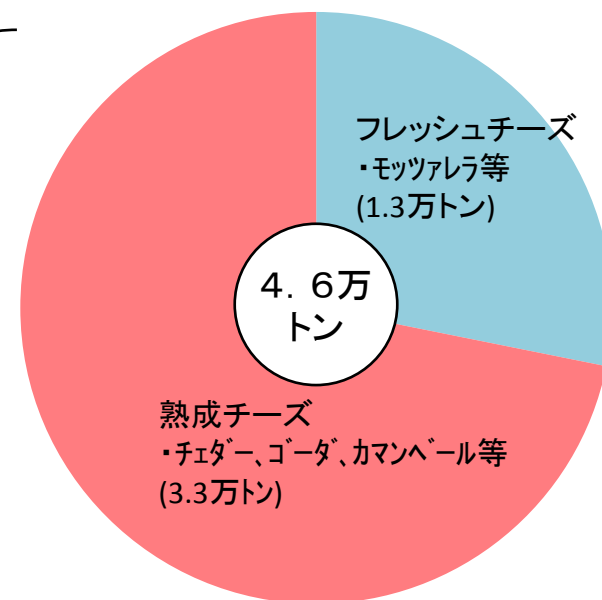
我が国のチーズ消費量の内訳

- 我が国のチーズ消費量に占める国産ナチュラルチーズは4.7万トン。消費量に占める割合は2割弱となっている。
- 国産ナチュラルチーズの内訳は、非熟成のフレッシュチーズが約3割、熟成チーズが約7割となっている。

我が国のチーズ消費量の内訳



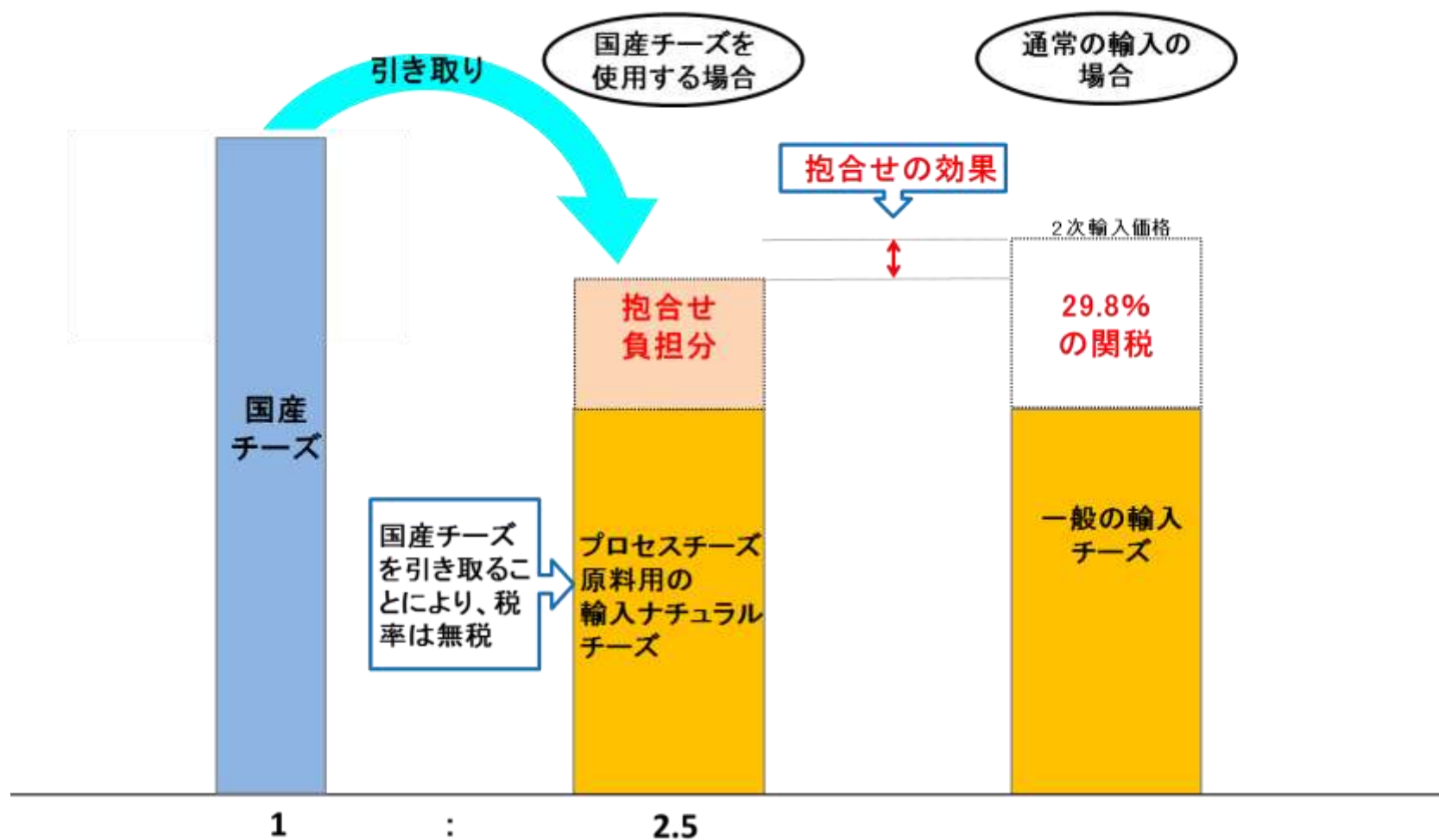
国産ナチュラルチーズの内訳



熟成チーズの多く(2.5万トン)がプロセスチーズ原料用として、抱き合わせによって需要が確保されている。

現行のチーズの関税割当制度(抱合せ)

- 関税割当制度を活用し、プロセスチーズ原料用のナチュラルチーズを輸入する際に国産ナチュラルチーズを引き取る場合には、無税での輸入を認めている(抱合せ)。
- これによって、国産ナチュラルチーズの需要が確保されている。
(現行の制度においては、国産1:輸入品2.5の比率で抱合せ)



プロセスチーズ原料用チーズの輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
プロセスチーズ原料用 ナチュラルチーズ (0406.10-010 0406.40-010 0406.90-010)	豪州	27,353	28,071	28,520	29,029	27,789
	NZ	17,757	18,769	21,451	22,890	21,497
	米国	654	575	1,206	2,958	3,005
	EU	2,815	3,461	4,189	3,468	3,678
	その他	295	25	119	4	8
合計		48,873	50,901	55,484	58,349	55,976

資料:貿易統計

ブルーチーズの輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
ブルーチーズ (0406.40)	EU	760	680	801	744	884
	豪州	0	0	0	1	0
	NZ	0	0	0	0	0
	米国	0	0	0	0	11
	その他	0	0	0	0	0
合計		760	681	801	745	895

資料:貿易統計

プロセスチーズの輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
プロセスチーズ (0406.30-000)	EU	5,006	5,374	5,907	6,414	6,047
	NZ	948	849	844	865	595
	豪州	148	119	21	0	0
	米国	1	0	2	8	0
	その他	5	0	2	0	0
合計		6,108	6,342	6,776	7,287	6,642

資料: 貿易統計

おろし及び粉チーズの輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
おろし及び粉チーズ(PC) (0406.20-100)	EU	2,083	2,110	2,107	2,280	2,220
	米国	392	415	434	324	409
	豪州	29	49	61	36	38
	その他	3	0	0	0	0
合計		2,507	2,574	2,601	2,640	2,667

おろし及び粉チーズ(NC) (0406.20-200)	米国	1,648	1,917	1,879	1,889	1,931
	EU	731	697	795	897	944
	豪州	895	1,479	984	692	700
	NZ	0	0	0	0	0
	その他	2	2	1	0	0
合計		3,277	4,095	3,659	3,479	3,576

資料: 貿易統計

無糖ココア調製品の輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
無糖ココア調整品 (1806.20-210)	EU	2,271	1,879	1,717	2,022	1,208
	豪州	1,541	1,387	1,600	2,075	1,864
	NZ	2,837	0	0	0	0
	その他	8,516	9,573	11,670	11,174	8,876
合計		15,165	12,839	14,986	15,271	11,947

資料:貿易統計

フローズンヨーグルトの輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
10kg以下の 直接包装したもの (0403.10-211)	EU	0	0	0	0	3
	豪州	0	0	0	0	13
	米国	60	191	299	180	160
	NZ	0	7	0	0	0
	その他	35	17	13	6	0
合計		95	216	312	186	175

バルク (0403.10-219)	米国	0	0	0	26	2
----------------------	----	---	---	---	----	---

資料:貿易統計

アイスクリームの輸入量

(単位:トン)

品目 (関税番号)	国名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
アイスクリーム (2105.00-111 2105.00-113 2105.00-191 2105.00-210)	EU	2,003	1,653	1,744	1,528	1,578
	豪州	1,455	1,473	1,176	1,188	844
	NZ	3,796	3,624	3,926	3,856	5,285
	米国	101	222	180	149	239
	その他	376	317	252	655	1,087
合計		7,731	7,289	7,277	7,376	9,032

資料:貿易統計

最近の生乳需給をめぐる状況

- ・ 生乳生産量は、22年度の猛暑や東日本大震災の影響等により、減少傾向が続いていたが、24年度は、生産者による増産の取組が進み、前年比＋1.0%（北海道＋0.9%、都府県＋1.0%）と7年ぶりに増加（都府県では16年ぶり）。25年度（4-2月）は、前年同期比▲2.0%（北海道▲2.0%、都府県▲2.0%）の減少。
- ・ 25年度（4-2月）の用途別処理量は、牛乳等向けが前年同期比▲1.1%、乳製品向けは▲3.0%（加工原料乳向け▲7.4%、チーズ向け＋3.2%、クリーム等向け＋1.7%）。
- ・ 25年度（4-2月）の飲用牛乳等の生産量は、前年同期比▲1.3%の減少。一方、乳飲料は＋1.8%、はっ酵乳は＋2.2%の増加。

○ 生乳の需給状況

単位：万トン、%

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (4-2月)
生産量	788(▲0.8)	763(▲3.2)	753(▲1.3)	761(+1.0)	680(▲2.0)
北海道	393(+0.6)	390(▲0.9)	389(▲0.1)	393(+0.9)	352(▲2.0)
都府県	395(▲2.2)	373(▲5.4)	364(▲2.5)	368(+1.0)	328(▲2.0)
牛乳等向け処理量	422(▲4.4)	411(▲2.6)	408(▲0.7)	401(▲1.8)	365(▲1.1)
乳製品向け処理量	359(+3.9)	345(▲3.8)	339(▲1.9)	354(+4.5)	310(▲3.0)
うち加工原料乳	203(+10.2)	180(▲11.6)	163(▲9.2)	175(+6.9)	145(▲7.4)
うちチーズ向け	44(+0.2)	47(+6.0)	47(▲0.4)	46(▲1.5)	43(+3.2)
うちクリーム等向け	109(▲1.5)	116(+6.9)	125(+7.3)	128(+2.1)	118(+1.7)

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「受託生乳数量等」、
(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」

○ 牛乳類の生産量の推移

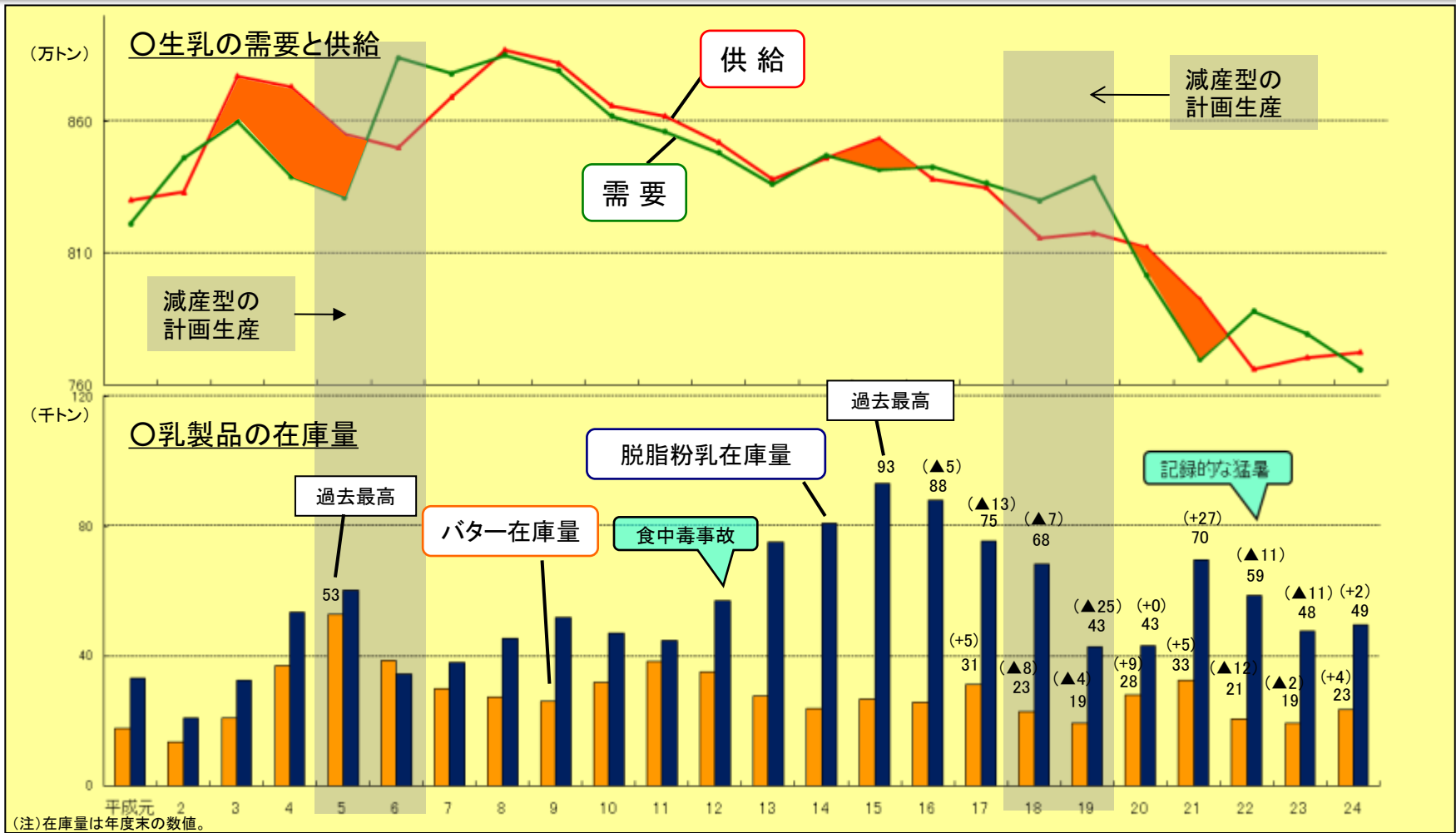
単位：千キロリットル、%

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (4-2月)
飲用牛乳等	3,779.1 (▲3.5)	3,717.1 (▲1.6)	3,659.2 (▲1.6)	3,547.0 (▲3.1)	3,223.5 (▲1.3)
牛乳	3,116.9 (▲10.0)	3,048.0 (▲2.2)	3,085.6 (+1.2)	3,047.4 (▲1.2)	2,787.2 (▲0.7)
加工乳・ 成分調整牛乳	662.2 (+45.4)	669.1 (+1.0)	573.5 (▲14.3)	499.6 (▲12.9)	436.3 (▲5.1)
乳飲料	1,181.7 (▲2.2)	1,215.4 (+2.8)	1,297.2 (+6.7)	1,345.3 (+3.7)	1,259.3 (+1.8)
はっ酵乳	819.3 (+1.7)	836.9 (+2.2)	895.8 (+7.0)	987.8 (+10.3)	917.8 (+2.2)

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

生乳需給の推移

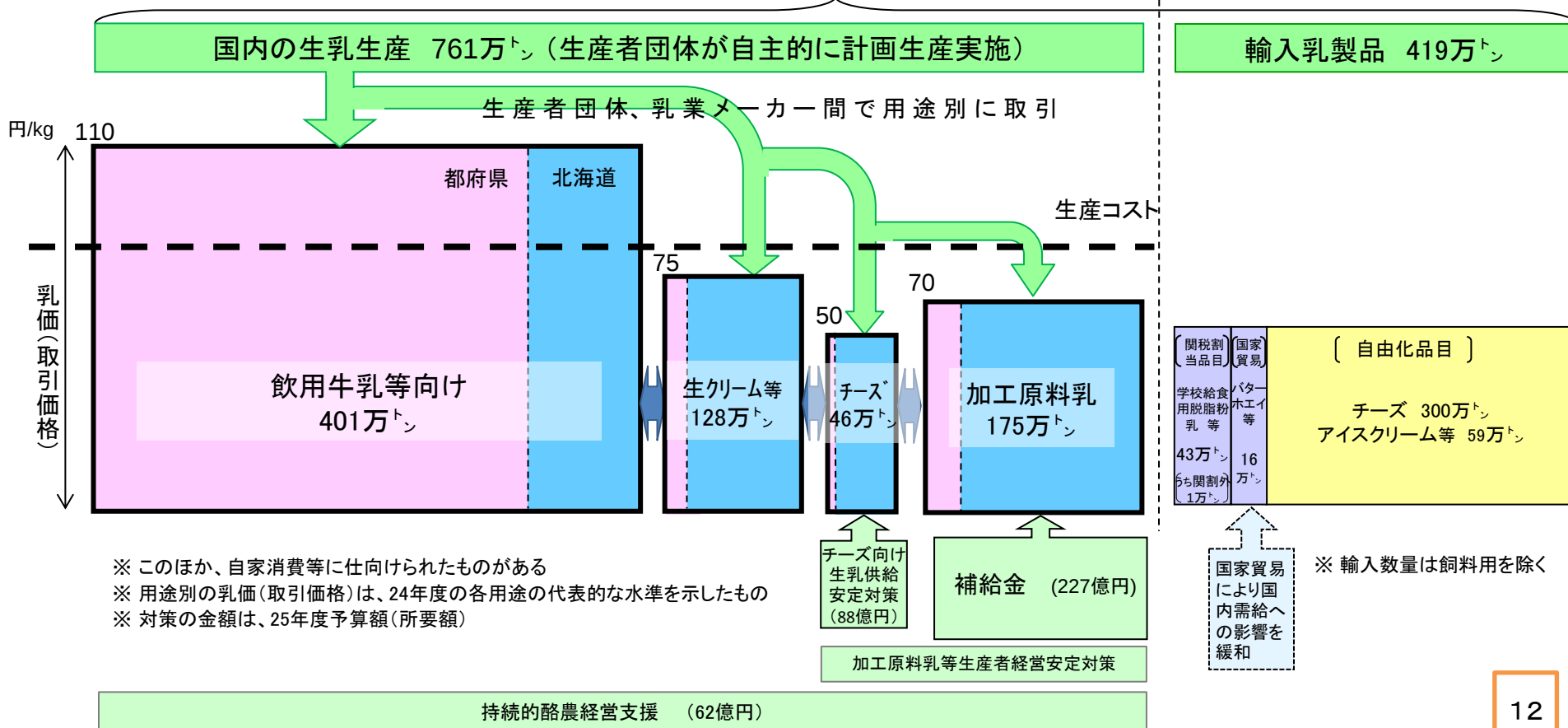
- 近年の我が国の生乳需給は、天候の変動(冷夏や猛暑)、国際乳製品市況の乱高下等により、変動のサイクルが短くなるとともに、変動の幅も大きくなるなど不安定化。
- こうした中、22年度の猛暑や東日本大震災等の影響により生乳生産量が減少したこと等から、バター・脱脂粉乳の在庫量は、22・23年度と減少。
- 24年度は、生産者団体による3年間減産を行わない中期計画生産への取組が進む中、生乳生産量が増加したこと等から、期末在庫は年度当初に比べバター、脱脂粉乳ともに増加。



生乳需給の構造

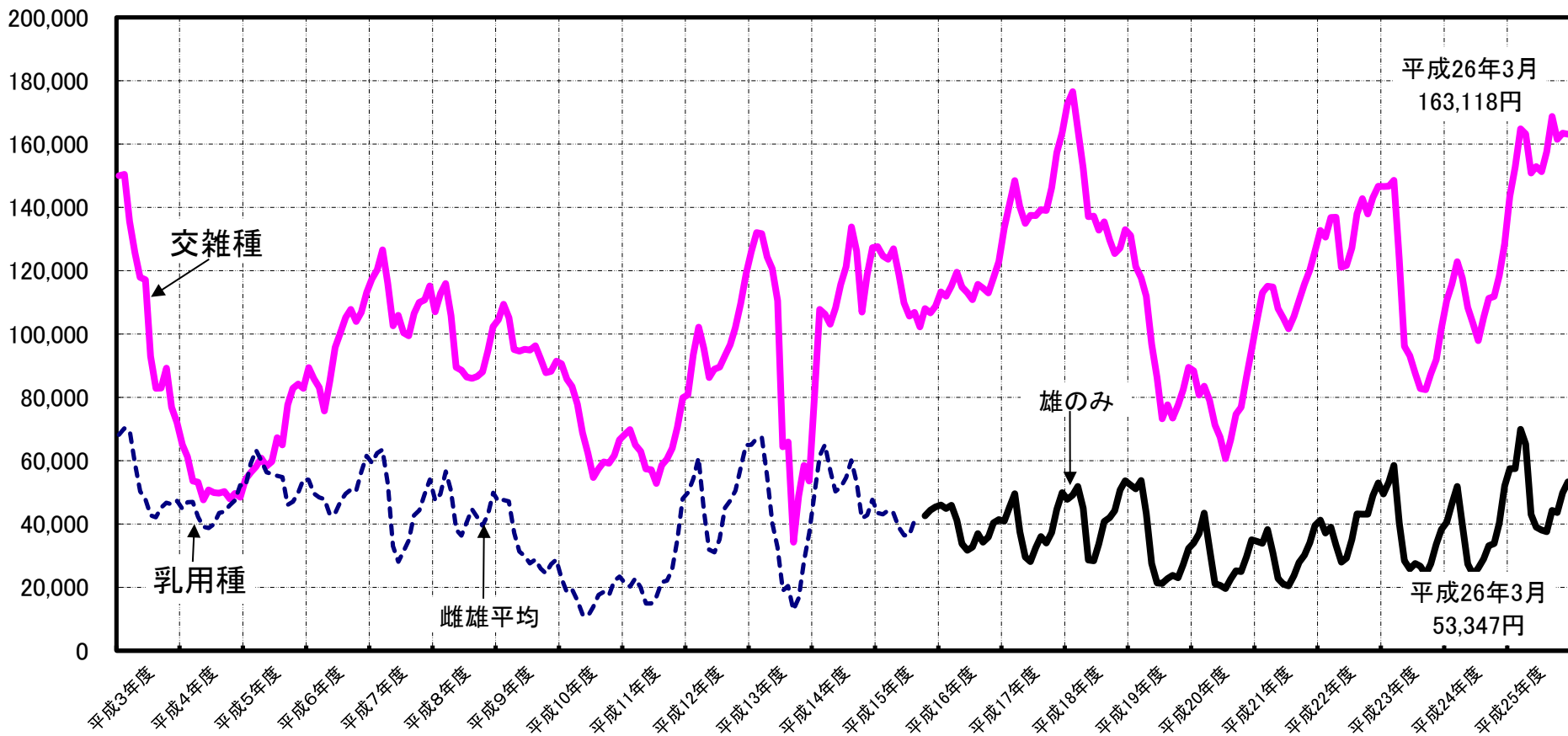
- 生乳は、他の農産物と異なり、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、廃棄することのないよう需要に応じた生産と緻密な需給調整が不可欠。
- 輸入品と競合しない飲用牛乳向け生乳(都府県中心)は価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利き、需給調整の役割を果たしているが、輸入品との競合に晒されるため支援が必要。
- 現行の制度は、乳製品向け生乳を対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っているところ。

24年度総供給量1,180万トン(生乳換算)



家畜市場における初生牛の取引価格の推移

(円／頭)



資料：(独)農畜産業振興機構「家畜市場における肉用子牛価格の動向」

注1：調査対象市場数は、16都道府県25市場

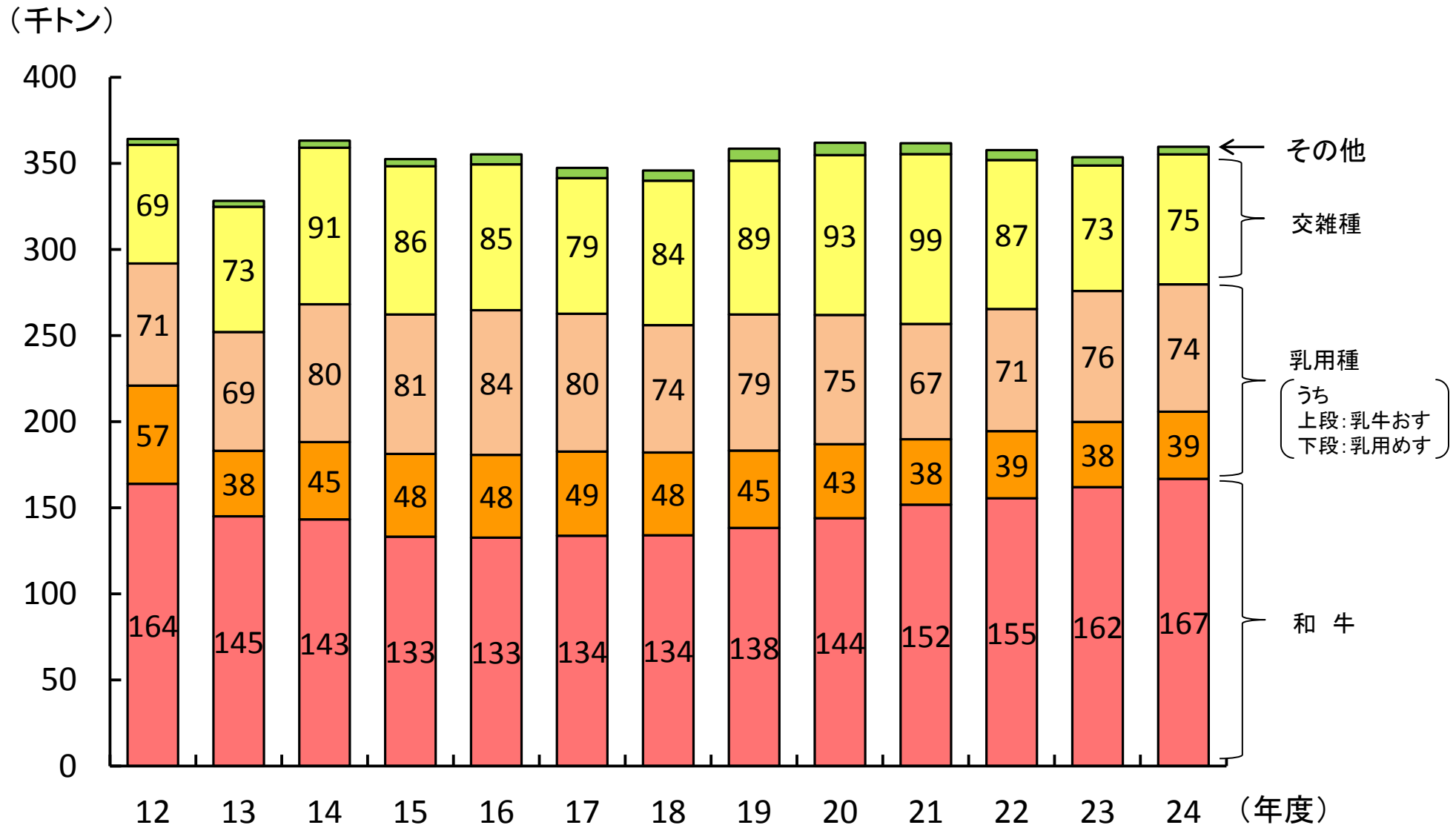
注2：乳用種については、16年1月より雄のみ

資 料 （ 牛 肉 ）

農林水産省生産局
畜産部食肉鶏卵課

平成26年4月

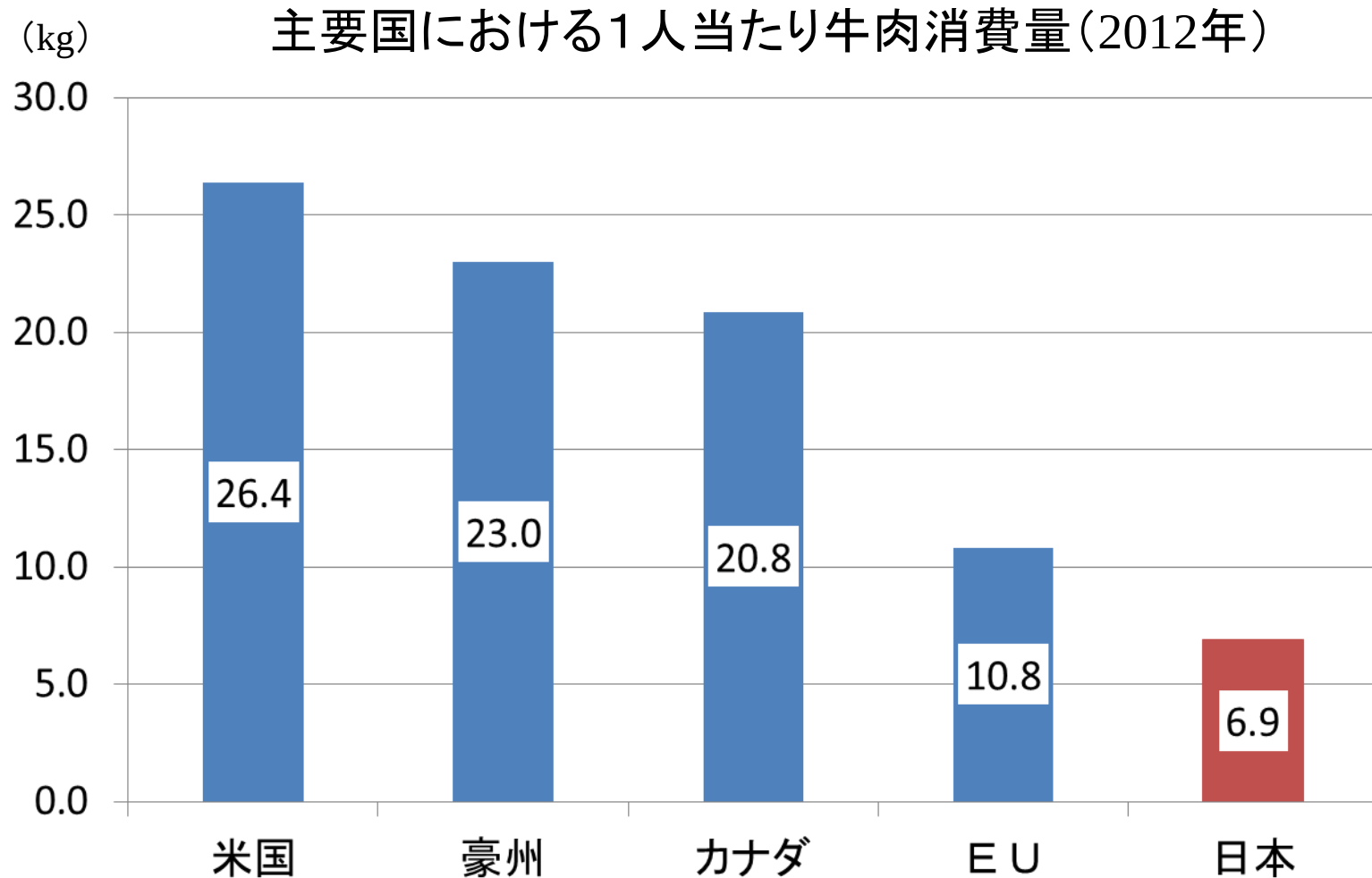
品種別牛肉生産量(部分肉ベース)



資料: 農林水産省統計部「食肉流通統計」

1人当たり牛肉消費量について

- 我が国の1人当たり牛肉消費量は、年間6.9kg/人。
- 主要国と日本とを比較すると、米国は日本の4倍、豪州及びカナダは3倍、EUは1.5倍となっている。

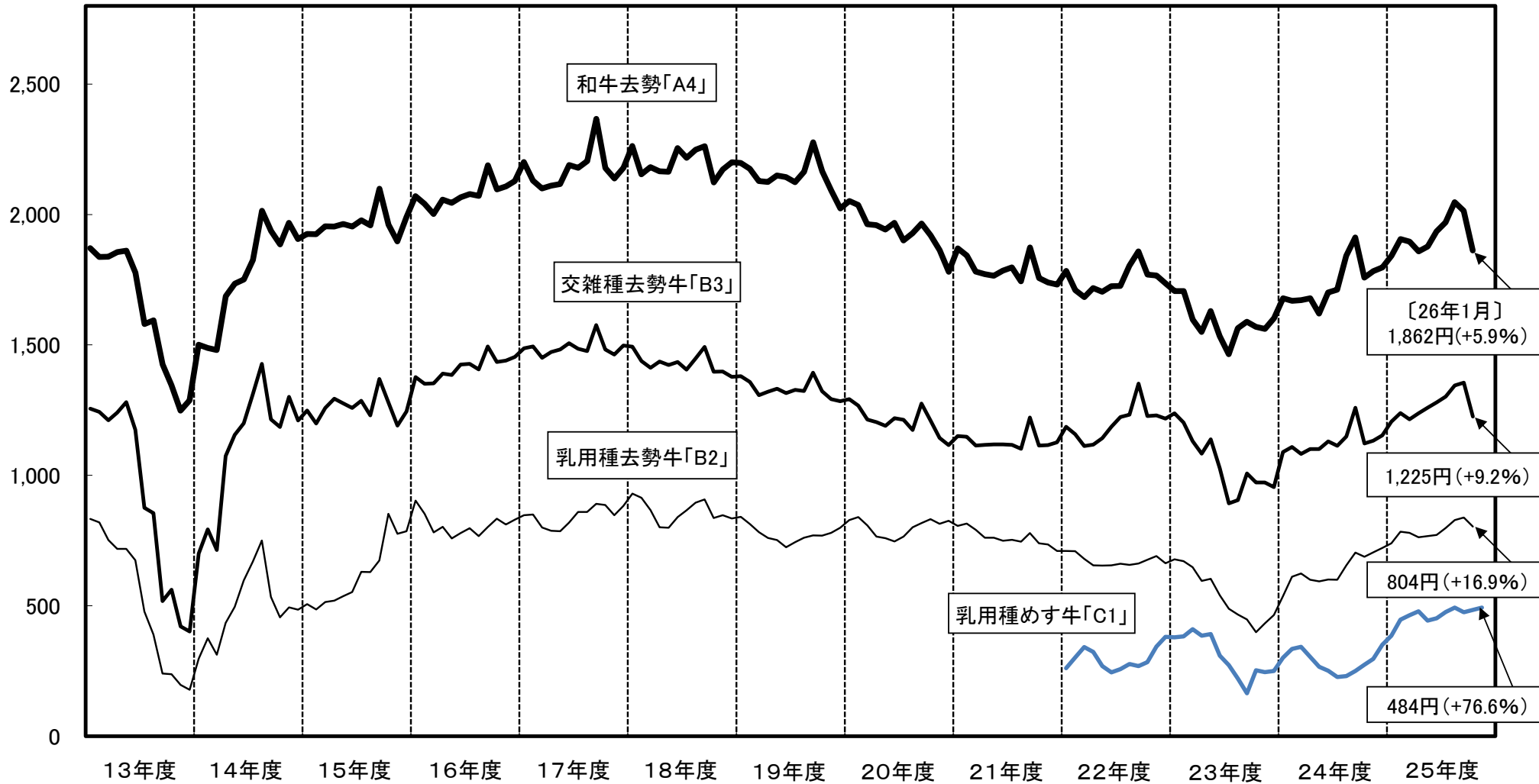


(出典) 消費量: Foreign Agricultural Service (USDA) (2012年)

人口: 米国、豪州、カナダ、EUはJETROHPより抜粋、日本は「世界の統計」(総務省統計局)(全て2011年の値)

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

円/kg



資料:農林水産省「食肉流通統計」

注:()内は対前年同月比

○ 乳用種肥育経営の戸数・頭数の推移

(各年2月1日現在)

区 分 / 年		1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
肉 用 牛	戸 数(千戸)	93.9	89.6	85.6	82.3	80.4	77.3	74.4	69.6	65.2	61.3
	(対前年増減率)	(▲4.3)	(▲4.6)	(▲4.5)	(▲3.9)	(▲2.3)	(▲3.9)	(▲3.8)	(▲6.5)	(▲6.3)	(▲6.0)
	頭 数(千頭)	2,788	2,747	2,755	2,806	2,890	2,923	2,892	2,763	2,723	2,642
	(対前年増減率)	(▲0.6)	(▲1.5)	(0.3)	(1.9)	(3.0)	(1.1)	(▲1.1)	(▲4.5)	(▲1.4)	(▲3.0)
1戸当たり(頭)		29.7	30.7	32.2	34.1	35.9	37.8	38.9	39.7	41.8	43.1
うち 肥 育 牛	戸 数(千戸)	18.6	20.4	17.7	16.7	16.5	16.8	15.9	15.2	14.3	13.5
	(対前年増減率)	(▲3.1)	(9.7)	(▲13.2)	(▲5.6)	(▲1.2)	(1.8)	(▲5.4)	(▲4.4)	(▲5.9)	(▲5.6)
	頭 数(千頭)	1,798	1,765	1,768	1,801	1,837	1,843	1,812	1,718	1,702	1,663
	(対前年増減率)	(▲1.8)	(▲1.8)	(0.2)	(1.9)	(2.0)	(0.3)	(▲1.7)	(▲5.2)	(▲0.9)	(▲2.3)
1戸当たり(頭)		96.7	86.5	99.9	107.9	111.3	109.7	114.0	113.0	119.0	123.2
うち 乳 用 種 肥 育 牛	戸 数(千戸)	2.1	2.1	1.8	1.6	1.6	1.5	1.2	1.3	1.1	1.1
	(対前年増減率)	(11.6)	(▲3.3)	(▲14.5)	(▲10.7)	(▲1.1)	(▲6.2)	(▲19.9)	(9.9)	(▲16.3)	(0.4)
	頭 数(千頭)	314	326	298	296	308	281	242	296	270	259
	(対前年増減率)	(1.3)	(3.7)	(▲8.6)	(▲0.7)	(4.1)	(▲8.6)	(▲13.8)	(22.3)	(▲9.0)	(▲3.9)
1戸当たり(頭)		146.6	157.2	168.0	186.7	196.4	191.3	205.8	228.9	248.8	238.2

資料：農林水産省「畜産統計」、「肉用牛及び乳用牛の飼養動向」

注1：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和。

注2：乳用種肥育牛は、乳用種の肥育を主目的とする経営（一貫経営を含む）。

新マルキン(肉用牛肥育経営安定特別対策)事業の概要

- ・ 肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付。(原則として四半期ごと(原発事故の影響を踏まえ、当面は月ごと)に算定。)
- ・ 25年度より、6県(広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県)が肉専用種について地域算定をモデル的に実施。

《事業内容》

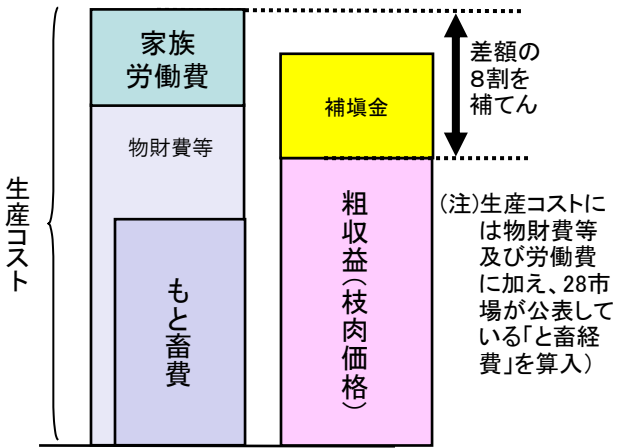
- ①積立割合:生産者:国=1:3
- ②補填金:1頭当たりの粗収益と生産コストの差額分の8割
- ③対象品種:肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
- ④対象者:肥育牛生産者(大企業は除く)

《1頭当たりの積立金(25年度)》		《うち生産者負担金》
肉専用種	72,000円/頭	(18,000円/頭)
交雑種	120,000円/頭	(30,000円/頭)
乳用種	100,000円/頭	(25,000円/頭)

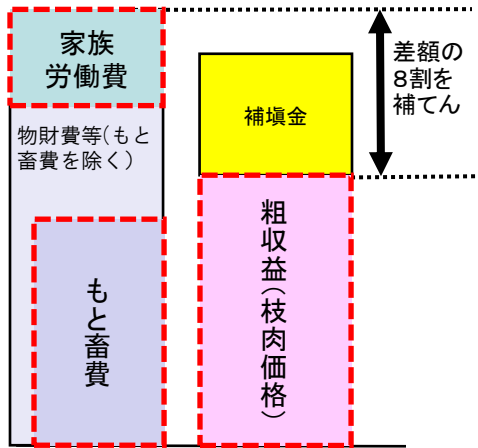
(注) モデル実施県は地域算定を行う品種について別途設定

《26年度予算額》 869億円

【全国算定】



【地域算定】



※ 県別のデータを採用

平成24・25年度補填金単価(単位:円/頭)

	24年度													25年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
肉専用種	7,600	25,000	30,900	25,400	82,400	46,300	50,100	8,400	—	29,600	—	—	全 国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
													広島県	—	3,800	7,300	2,700	17,400	14,200	—	—	—	—	—	—
交 雑 種	91,900	89,500	114,100	115,500	122,000	111,000	113,000	91,200	52,100	87,600	78,300	45,800	福岡県	—	—	—	—	4,300	—	—	—	—	19,500	—	
													佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
													長崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
													熊本県	19,200	17,100	—	—	—	—	—	—	—	17,000	18,600	
													鹿児島県	10,200	—	—	9,600	12,600	—	—	—	—	17,100	14,300	
乳 用 種	108,300	84,700	76,400	75,000	79,600	82,200	77,800	70,900	68,000	63,500	69,200	65,600	交 雑 種	38,700	33,900	35,200	65,400	62,800	53,500	40,000	14,200	6,900	40,700	47,400	
													乳 用 種	63,900	56,000	45,700	43,200	48,600	45,500	41,700	41,400	45,300	42,600	51,900	

26年度の肉用子牛生産者補給金制度の概要

肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付。

肉用子牛生産者補給金制度

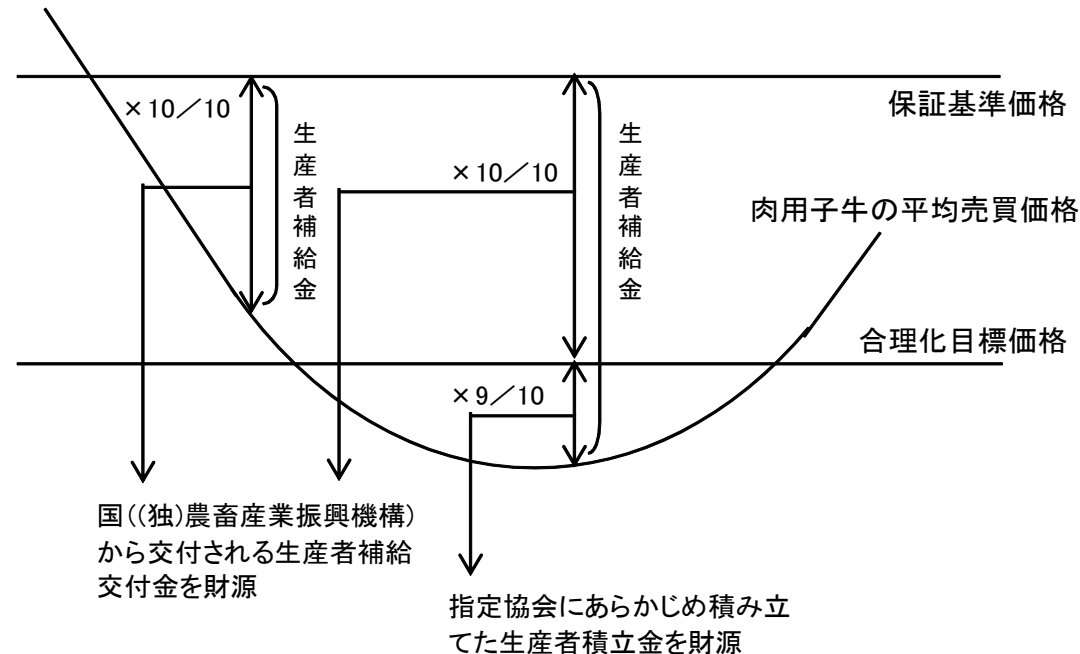
所要額:213億円

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに設定)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付

- ①黒毛和種、②褐毛和種、③その他の肉専用種、
【329千円】【300千円】【215千円】
- ④乳用種、 ⑤交雑種
【128千円】【195千円】

法律の目的

「この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して…独立行政法人農畜産業振興機構に…生産者補給金等の交付業務を行わせる…」



○負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4

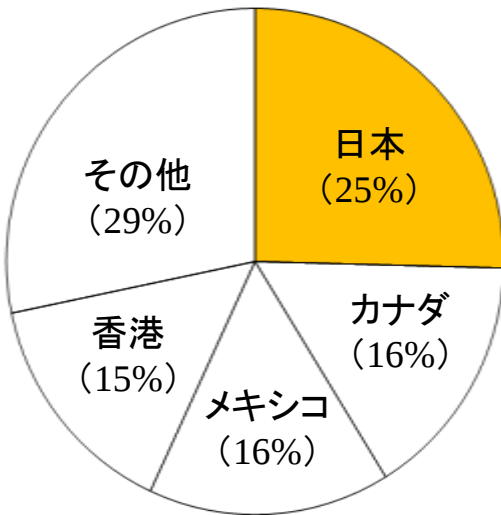
○1頭当りの生産者積立金

- ・黒毛和種 : 2,200円/頭(うち生産者負担金 550円/頭)
- ・乳用種 : 12,700円/頭(うち生産者負担金 3,175円/頭)
- ・交雑種 : 5,000円/頭(うち生産者負担金 1,250円/頭)

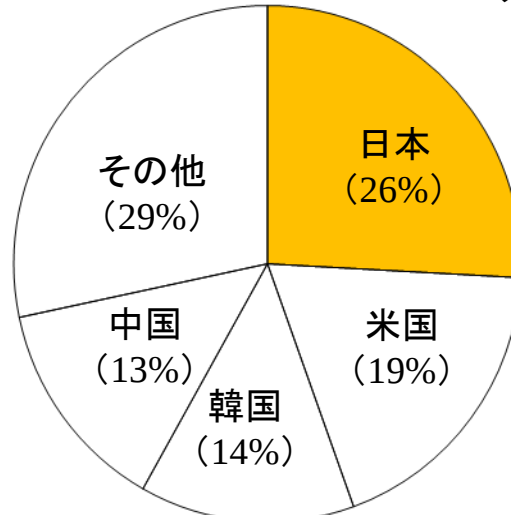
各国の牛肉輸出量について

- ・ 我が国は、米国及び豪州の牛肉輸出先の第1位、カナダの牛肉輸出先の第4位となっている。
- ・ EUにおけるBSE発生以降、EUから我が国への牛肉輸出は停止していたが、2013年2月からフランス、オランダ産牛肉の輸出が再開したところ。(2013年のフランス・オランダからの輸入実績:85トン)

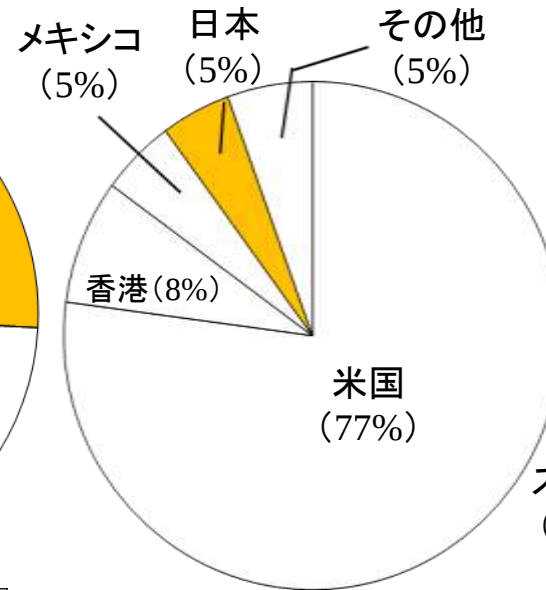
米国(2013年)



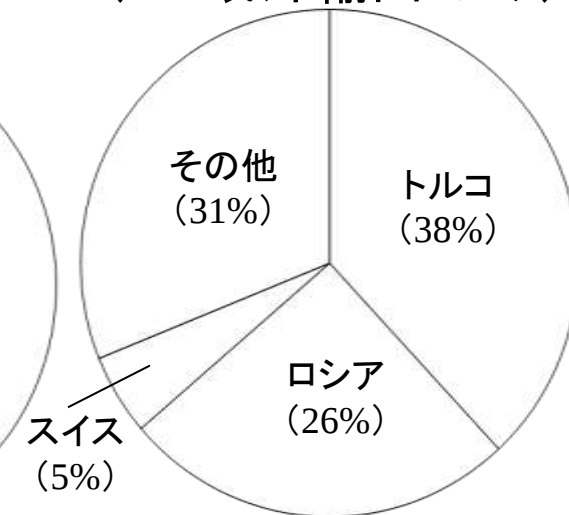
豪州(2013年)



カナダ(2013年)



EU(2012年)
(EU域外輸出のみ)



	輸出量(千トン)
対世界	817
日本	208
カナダ	129
メキシコ	128
香港	121
その他	231

	輸出量(千トン)
対世界	1,133
日本	293
米国	211
韓国	155
中国	153
その他	321

	輸出量(千トン)
対世界	235
米国	182
香港	19
メキシコ	11
日本	11
その他	13

	輸出量(千トン)
対世界	293
トルコ	112
ロシア	75
スイス	15
その他	91

豪州との経済連携協定締結交渉の大筋合意について

平成二十六年四月七日
農林水産大臣談話

本日、安倍総理大臣と豪州のアボット首相が首脳会談を行い、豪州との経済連携協定締結交渉の大筋合意に達しました。

平成十九年四月の交渉開始からちょうど七年、十六回に及ぶ交渉会合を重ねながら、政府一体となって全力を挙げて交渉を続けた努力が本日結実したものであり、今後の両国のより一層の経済発展、関係の強化につながることを期待します。

農林水産物の交渉に当たっては、衆参両院の農林水産委員会の決議を踏まえ、我が国農林水産業・農山漁村の多面的機能や食料安全保障の確保、現在進めている農林水産業の構造改革の努力に悪影響を与えないよう十分留意して、交渉期限を定めず、粘り強く交渉に取り組んでまいりました。

この結果、国内農林水産業の存立及び健全な発展を図りながら、食料の安定供給にも資する合意に達することができたと考えております。本協定締結の効果・影響に留意しつつ、生産者の皆様が引き続き意欲をもって経営を続けられるよう、肉用牛経営をはじめとする農畜産業について、構造改革や生産性の向上による競争力の強化を推進してまいります。

今後、TPP交渉をはじめ、日中韓FTA、日EU・EPA、RCEP等の交渉が続きますが、世界でも有数の農林水産物輸出国である豪州との交渉で培った経験を活かしながら、農林水産業のセンシティブティに配慮しつつ取り組んでまいります。

最後に、国民の期待に応える我が国農林水産業、農山漁村を実現するため、大臣である私が先頭に立って、引き続き農林水産政策の改革を進めてまいりますので、国民各位のご理解とご協力をお願いします。

日豪EPA（経済連携協定）交渉大筋合意の詳細について（畜産物関係）

農林水産省は、本日、日豪 EPA（経済連携協定）について、畜産物関係の詳細に関する資料を取りまとめました。

1. 概要

平成 19 年 1 月に交渉を開始し、全 16 回に及ぶ交渉会合が行われ、平成 26 年 4 月 7 日に日豪 EPA（経済連携協定）交渉の大筋合意に至りました。本日、畜産物関係の大筋合意の詳細に関する資料を取りまとめました。

2. 品目毎の内容

詳細は添付資料 1（日豪 EPA 畜産物関係の合意内容）を御覧ください。

3. その他

（1）牛肉の関税削減及びプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当の毎年のスケジュール

詳細は添付資料 2（牛肉の関税削減及びプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当の毎年のスケジュール）を御覧ください。

（2）牛肉セーフガードの発動基準数量

初年度 冷凍 195,000 トン 冷蔵 130,000 トン （注）

2 年目 冷凍 196,700 トン 冷蔵 131,700 トン

3 年目 冷凍 198,300 トン 冷蔵 133,300 トン

4 年目 冷凍 200,000 トン 冷蔵 135,000 トン

5 年目 冷凍 201,700 トン 冷蔵 136,700 トン

6 年目 冷凍 203,300 トン 冷蔵 138,300 トン

7 年目 冷凍 205,000 トン 冷蔵 140,000 トン

8 年目 冷凍 206,700 トン 冷蔵 141,700 トン

9 年目 冷凍 208,300 トン 冷蔵 143,300 トン

10 年目 冷凍 210,000 トン 冷蔵 145,000 トン

（注）年度途中で協定発効となった場合は月割で計算。

(3) 日豪 EPA 協定発効後は、豪州産牛肉に対しては、現行の牛肉の関税の緊急措置（輸入量が対前年同期比 117%超になった場合に関税を引き上げる措置）に代わり、日豪 EPA に基づく新しい牛肉セーフガードが適用されます。

(4) 引き続き、協定確定等の作業を行っていきます。

＜添付資料＞

- ・ 添付資料 1 日豪 EPA 畜産物関係の合意内容
- ・ 添付資料 2 牛肉の関税削減及びプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当の毎年のスケジュール

お問い合わせ先

生産局畜産部食肉鶏卵課食肉需給対策室

担当者：食肉需給班春名、飯尾

代表：03-3502-8111（内線 4944）

ダイヤルイン：03-3502-8473

（牛肉・豚肉・肉エキス・生きた牛）

生産局畜産部食肉鶏卵課

担当者：春名、飯尾

代表：03-3502-8181（内 4944）

直通：03-3502-8473

FAX：03-3592-0009

（鶏肉・鶏卵・はちみつ）

生産局畜産部食肉鶏卵課

担当者：川原、蛭名

代表：03-3502-8181（内 4942）

直通：03-3502-8473

FAX：03-3592-0009

（乳製品）

生産局畜産部牛乳乳製品課

担当者：上田、藤岡

代 表：03-3502-8181（内 4930）

直 通：03-6744-2127

FAX：03-3506-9578

（競走馬）

生産局畜産部競馬監督課

担当者：小原、小野

代表：03-3502-8181（内 4951）

直通：03-3502-5995

FAX：03-3502-3384

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

日豪EPA畜産物関係の合意内容

	品目	対応	現行の税率	発効後の税率(注) (☆印は関税割当の枠内税率。 枠外税率は現行税率と同じ)	割当数量(初年度)	割当数量(最終年度)	平成24年度輸入量
牛肉製品	内臓・くず肉 (牛タン・ハラミ・肝臓・ほほ肉・塩蔵肉等)	関税割当 (▲40～41%)	12.8～50.0%又は 従量税161.50円/kg	☆ 7.6～30.0%又は 従量税96.96円/kg (▲40～41%)	17,000トン	21,000トン (10年間かけて 拡大)	輸入量:4.4万吨(うち豪州1.8万吨)
	牛肉調製品 (ビーフジャーキー・ レトルトカレー・ミートボール等)	関税割当 (▲20～40%)	10.0%～45.0%	☆ 8.0～36.0% (▲20%)	5,300トン	8,300トン (10年間かけて 拡大)	輸入量:0.7万吨(うち豪州0.4万吨)
			50.0%	☆ 30.0% (▲40%)			
豚肉製品	豚肉 冷凍の内臓 豚肉調製品(ハム・ ベーコン・シーズン ドポーク等)	関税割当 (従価税▲50% 又は▲20%)	差額関税(従価税4.3% ～8.5%) 又は20.0%	☆ 差額関税(従価税分2.2% ～4.3%) (▲50%)又は16.0%(▲20%)	5,600トン	14,000トン (5年間かけて 拡大)	輸入量:豚肉76.0万吨(うち豪州0.07万吨)、 豚肉調製品205,000トン(うち豪州2.9トン)、 ソーセージ等51,000トン(うち豪州49トン)
	ソーセージ 均質調製品	関税割当 (▲20%)	10.0%～21.3%	☆ 8.0%～17.0% (▲20%)	1,100トン	2,700トン (5年間かけて 拡大)	
	豚肉単味調製品 (塩蔵・乾燥・燻製 等) 冷蔵の内臓・くず肉 (耳・鼻・豚足等)	関税撤廃等からの除外又は 将来の見直し	差額関税(従価税 4.3%) 又は8.5%	—	—	—	
食鳥肉製品	鶏肉	関税割当 (▲10～40%)	8.5～11.9%	☆ 6.8～10.7% (▲10～28%)	40トン	200トン (10年間かけて 拡大)	輸入量:88.2万吨(豪州実績無し)
	鶏肉等調製品		6.0～21.3%	☆ 3.6～19.1% (▲10～40%)			
	鶏の肝臓	即時撤廃	3.0%	無税	—	—	輸入量:2トン(豪州実績無し)
	家きん肉等	即時撤廃又は 段階的撤廃	3.0～9.6%	即時撤廃 (骨なし冷蔵アヒル肉のみ 7年間かけて無税)	—	—	輸入量:0.5万吨(豪州実績無し)

鶏卵	殻付き卵	関税撤廃等からの除外又は将来の見直し	17%～21.3%	—	—	—	輸入量:1,700トン(うち豪州2トン)
	全卵又は卵黄	段階的撤廃(3～5年間かけて無税)	18.8～21.3% 又は48～51円/kg	3～5年間かけて無税	—	—	輸入量:1.5万吨(豪州実績無し)
	卵白	即時撤廃	8.0%	無税	—	—	輸入量:1.1万吨(豪州実績無し)
乳製品	加圧容器入りホイップドクリーム(無糖)	段階的削減(5年間かけて▲20%)	21.3%、25.5%	5年間かけて17.0%、20.4%に削減。(▲20%)	—	—	輸入量:160トン(豪州実績無し)
	乳糖、カゼイン、アルブミン	即時撤廃	2.9%～8.5%	無税	—	—	輸入量:8.9万吨(うち豪州0.3万吨)
	たんぱく質濃縮物(乳成分30%未満)等	関税削減又は関税撤廃	15.0%～21.3%	無税～17.0%(乳幼児用粉ミルク等は10～15年間かけて無税)	—	—	輸入量:30トン(豪州実績無し)
その他製品	天然はちみつ	関税割当(10年間かけて無税)	25.5%	☆ 初年度23.0%から、段階的に引下げ、10年間かけて無税。	80トン	160トン(10年間かけて拡大)	輸入量:38,000トン(うち豪州120トン)
	肉エキス及びミートジュース	段階的撤廃(10年間かけて無税)	12.0%	10年間かけて無税	—	—	輸入量:1,500トン(うち豪州320トン)
家畜	牛	関税削減(▲20%)	38,250～63,750円/頭	30,600～51,000円/頭(▲20%)	—	—	輸入量:1.3万頭(うち豪州1.3万頭)
	豚	関税撤廃等からの除外	8.5%又は19,508円/頭	—	—	—	輸入量:1,000頭(豪州実績無し)
	妊娠している軽種馬	関税割当(7年間かけて▲50%)	3,400,000円/頭	☆ 初年度3,187,500円/頭から段階的に引下げ、7年間かけて1,700,000円/頭に削減。	30頭	30頭	輸入量:4頭(豪州実績無し)

(注)特記なしの場合は、即時引下げ。

牛肉の関税削減及びプロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当の毎年のスケジュール

冷凍牛肉の関税率			
締結前	38.5%		
1年目	30.5%	11年目	25.3%
2年目	28.5%	12年目	25.0%
3年目	27.5%	13年目	24.1%
4年目	27.2%	14年目	23.2%
5年目	26.9%	15年目	22.3%
6年目	26.7%	16年目	21.3%
7年目	26.4%	17年目	20.4%
8年目	26.1%	最終年度	19.5%
9年目	25.8%		
10年目	25.6%		

冷蔵牛肉の関税率			
締結前	38.5%		
1年目	32.5%	11年目	25.8%
2年目	31.5%	12年目	25.3%
3年目	30.5%	13年目	24.7%
4年目	29.9%	14年目	24.1%
5年目	29.3%	最終年度	23.5%
6年目	28.8%		
7年目	28.2%		
8年目	27.6%		
9年目	27.0%		
10年目	26.4%		

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当数量(トン)			
1年目	4,000	12年目	12,900
2年目	5,000	13年目	13,700
3年目	5,800	14年目	14,500
4年目	6,600	15年目	15,300
5年目	7,400	16年目	16,100
6年目	8,200	17年目	16,800
7年目	8,900	18年目	17,600
8年目	9,700	19年目	18,400
9年目	10,500	20年目	19,200
10年目	11,300	最終年度	20,000
11年目	12,100		